

審査項目別運用表の解釈の改正内容

見直しの対象となる評価対象項目 (土木検査用／施工状況／施工管理)

⑭「社内の品質証明体制が確立され、有効に機能している」について

(解釈：施工計画書に社内の施工体制・社内検査体制が記載され、社内の品質管理が適切になされていることが確認できる)

従来は、社内の品質証明員による品質管理を、全ての工事において必須項目として求めていましたが、



今後は、

施工計画書に品質証明員による品質管理が記載され、これが実施された場合のみ評価項目としますが、施工計画書に記載しない場合は、評価項目の対象から除外します。(必須項目とはしません)

⑰「社内の出来形管理基準及び品質管理基準が作成され管理している」について

(解釈：施工計画書に社内の管理基準の仕様が明記され、本市の管理基準より厳しい条件で作成された社内基準書に基づき管理されていることが確認できる。)

従来は、社内の管理基準書を求めていましたが、



今後は、

**施工計画書に、本市の出来形管理基準の規格値より厳しい数値を測定項目の半数以上設定し、それが実施されていることが確認できた場合において評価します。
(※中間技術検査対象工事は設定規格値を80%以下とする)
なお、品質管理基準については、当面運用しません。
また、社内の管理基準書は不要です。**